

# 国際ゾンタ福井ゾンタクラブ規約

平成 4 年 6 月 17 日改正

平成 8 年 10 月 16 日改正

平成 19 年 5 月 16 日改正

平成 24 年 6 月 1 日改正

平成 25 年 8 月 21 日改正

〈名称〉

第一条 本クラブは国際ゾンタ福井ゾンタクラブと称する。

〈例会場及び事務局〉

第二条 例会場はホテルフジタ福井とし、事務局は会長宅に置く。

〈目的〉

- 第三条 ①本クラブは、女性の法的、経済的、教育的、職業的地位の改善を図り、職業を持った女性の世界的な交流を通じて理解と友愛を深める。
- ②常に奉仕の精神を持って、地域社会、国家、全世界の社会・経済・産業・教育・文化の発展に寄与するように努める。
- ③国際ゾンタクラブは無党派であること。

〈会員〉

- 第四条 ①本クラブの会員は、国際ゾンタクラブの目的に賛同する女性で、福井県内において活動をするものとし、分類会員、元分類会員、名誉会員よりなる。
- ②分類会員は国際ゾンタの分類システムに準じ、現役でさまざまな職業分類に従事している女性よりなる。
- ③分類会員がその職業を退職した場合、元分類会員とすることができる。
- ④退会した会員が復帰する場合は、理事会で審議のうえ決定する。
- ⑤会員が地区役員として推薦された際、本クラブの会議にかけ認められた場合には、その任務遂行の経費の一部を補助し、また会員は協力を惜しまないこととする。
- ⑥本クラブの元会長、あるいは特別な業績による高名な女性で、本クラブの区域内に職場または住所を有する女性を名誉会員とすることができる。

〈役員及び理事〉

- 第五条 ①本クラブの役員及び理事は次の通りとする。
- 会長 1 名 副会長 2 名 会計 2 名 書記 2 名 理事 4 名
- ②役員及び理事は 6 月 1 日に就任し、任期は 2 年とする。但し再選は妨げない。
- ③補欠選任により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

〈役員及び理事の任務〉

- 第六条 ①会長はクラブを代表し会務を統括する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長が前記の任務を行うことができないときは会務を代行する。
- ③会計はクラブの財務全般を司る。
- ④書記はクラブの会合の議事を記録する。また理事会や各委員会に所属しない通信事務を行う。
- ⑤理事は役員及び委員長を補佐し、会務を処理する。

〈役員及び理事の選出〉

第七条 ①役員を選出は1月例会において5名の指名委員を設けて選出し、総会の席で承認を受ける。

②理事は役員会で選出し、会長がこれを委嘱する。

〈監事〉

第八条 ①本クラブに監事2名をおく。

②監事は会計業務の執行状況の監査にあたる。

〈委員会及び委員長〉

第九条 ①本クラブには下記の委員会を設ける。(9委員会)

\*プログラム委員会 \*財務委員会 \*国際・都市連絡委員会 \*広報委員会 \*出席委員会

\*職業分類(OMC)Zクラブ&ゴールドデンZクラブ \*奉仕委員会 \*IT委員会

\*女性の地位向上(LAA)委員会

②各委員会には委員長1名をおく。委員長は委員会の推進にあたる。

③会員はいずれかの委員会に所属し、委員長を互選する。

④各委員会の任務については、細則に定める。

〈会議〉

第十条 ①会議は役員会、理事会、定例会、総会とする。

②役員会は会長が必要と認めた場合、これを招集する。

③理事会は役員、理事で構成しクラブの運営にあたる。

④理事会は通常毎月1回開催する。

⑤定例会は通常毎月1回とし、原則として第3水曜日に開催する。

⑥総会は毎年1回年度初めに開催し、会務の報告、会の運営等について討議する。

⑦総会は会員の3分の2をもって成立する。

⑧理事会が必要と認めた場合、及び会員の5分の1以上より請求のあった場合は臨時総会を開催しなければならない。

〈会計〉

第十一条 ①会計年度はその年の6月1日に始まり、翌年5月31日迄とする。

②本クラブの会計は、総会において収支決算並びに予算の承認を得なければならない。

〈改定〉

第十二条 ①本規約は総会において出席者全員の3分の2以上の同意があれば改正することができる。

附則

この規約は平成25年8月21日から施行する。